

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域包括ケアの推進について

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を市町村と連携して整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

(回答)

地域の実情・特性に応じて地域包括ケアシステムを構築していくことが重要であることから、市町村は、介護保険の保険者として、要介護認定者の推計や介護保険サービス等の利用意向、高齢者や高齢者一人世帯の増加等、その現状等を勘案して、各年度のサービス必要量見込みと高齢者を支える施策等に係る介護保険事業計画を3年毎に策定しています。

また、都道府県においても、市町村の取組みを支援する立場から、介護保険事業支援計画を3年に一度策定していますが、両計画とも、来年度から始まる第8期計画では、**2025年**、**2040年**に向け、高齢者人口や高齢者世帯の推移も勘案し、必要とされる施策を検討して、計画に明記することとされています。

第8期の大阪府計画の策定にあたっては、医療・介護・福祉関係者のほか、利用者及びその家族の代表等から構成される「大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会」で計画案を審議いただくとともに、2月中旬からパブリックコメントを実施し、府民のみなさんからの意見も聴取し、計画に反映したいと考えています。

また、本計画においては、「みんなで支え 地域で支える高齢社会」を基本理念とし、「地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの構築」をめざすべき方向性としております。

今後とも、これら地域包括ケアシステムの推進に向けた取組みを進めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 高齢介護室 介護支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策**(1) 地域包括ケアの推進について**

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を市町村と連携して整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

(回答) ※下線部について回答。

地域包括ケアの整備推進については、府内8つの二次医療圏に設置した地域医療構想調整会議（保健医療協議会）において、医療関係者以外に市町村、医療保険者、社会福祉協議会からも参画いただき、病床の機能分化・連携の促進、在宅医療の充実、医療従事者の確保、地域医療介護総合確保基金の活用など、地域医療構想の実現に向けた協議を行うことで関係者の声を反映するとともに、引き続き計画の実行性を高めるようPDCAサイクルを効果的に機能させながら取り組みを進めてまいります。

また、令和3年度は、福祉部と連携して市町村研修会を開催するなど在宅医療・介護連携の推進に向けて広域的に市町村を支援してまいります。

今後とも地域包括ケアシステムの整備推進に関係機関と連携して取り組んでまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

大阪府民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受信できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を大阪府民により広くPRする取り組みを行うとともに、その内容の充実を図ること。また、大阪府民が大阪府の事業や健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。

(回答)

特定健診については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医療保険者が実施するものであり、対象年齢は40歳から64歳までで毎年度受診することが可能です。

また、市町村が実施するがん検診（対策型検診）は、利益（死亡率減少）と不利益（偽陰性、過剰診断、偽陽性等）の程度を比較し効果が確かめられた方法で行うことが重要であることから、科学的根拠に基づき国の指針において、検診の種類、検診の種類毎に対象年齢や受診間隔等が定められおり、市町村はこの指針を踏まえ実施しています。

本府としましては、市町村や医療保険者と連携しながら、健診・検診の受診率の向上に努めてまいります。

「健活10」については、新たにSNS等を活用した企画やイベントを実施するなど、府民に向けたPR・普及啓発を行っているところです。さらに、「おおさか健活マイレージアスマイル」については、より多くの府民の方にご利用いただくため、様々な媒体を活用した広報をはじめ、各種健康イベントでのアスマイルの周知、企業と連携したPRリーフレットの作成やCM展開、医療保険者の広報紙での紹介記事の掲載など、企業や医療保険者等との連携を強化しながら様々なプロモーション活動を展開しており、令和2年12月末時点で22万人以上の方にご利用いただいております。

引き続き、市町村や医療保険者、民間企業、保健医療関係団体等との連携し、「健活10」および「アスマイル」を活用した健康づくりの推進に取り組んでまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 健康推進室 健康づくり課
国民健康保険課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(3) 医療提供体制の整備に向けて

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、**2024**年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。

(回答)

大阪府では、大阪府医療勤務環境改善支援センターを設置し、府内の医療機関における勤務環境の改善に向けた主体的な取組みを支援しています。同センターにおいて、**2024**年度から始まる医師の労働時間上限規制を見据えた勤務環境改善支援を行うとともに、大阪府地域医療支援センターを設置し、医師等を対象にしたセミナーの開催や個別の医師に対するキャリア支援などを通じて、医療人材の確保に努めているところです。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 医療対策課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(3) 医療提供体制の整備に向けて

② 医師の偏在解消に向けた取り組みについて

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

(回答)

地域枠の学生に対し、救急科や産科、小児科の分野での診療業務への従事を返還免除の要件とする修学資金等を貸与する事業や、大阪府が設置する地域医療支援センターによる救急科・周産期医療に関するセミナーの開催や個別の医師に対するキャリア支援の実施などを通じて、大阪府における医師の確保に努めているところです。

また、大阪府では、すべての一般病院が参画する病院連絡会を設置し、二次医療圏毎で病院の将来についての調査や診療実態等の分析結果を共有し、地域での必要な医療提供体制のあり方について議論しています。

高度な医療機器の医療機関間の共同利用については、今年度より、「大阪府外来医療計画」の取り組みの1つとして、CT装置、MRI装置、PET装置、放射線治療機器及びマンモグラフィ装置の新規設置や装置更新に伴う申請等の機会を捉えて、各申請窓口となる保健所等を通じ、当該医療機関に対して共同利用への協力をお願いしているところです。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 医療対策課
地域保健課
保健医療企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて

① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

(回答)

大阪府では、「大阪府介護・福祉人材確保戦略」を踏まえ、地域医療介護総合確保基金を活用し、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」に向けた各種事業を実施しております。

介護労働者の確保のための支援として、国の制度創設に応じて、令和3年度事業からは、潜在介護福祉士の再就職を支援する事業や、従前より実施している「介護福祉士修学資金等貸付事業」に加え、他業種等から介護分野へ参入した者に必要経費を貸し付ける事業及び、福祉系高校に通う学生に対し、就職準備金や介護実習費等の貸し付ける事業を実施する予定としているところです。

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて

① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

(回答)

介護職員の処遇を含む労働条件は、本来、労使間において自律的に決定すべきものではありませんが、国においては、介護人材の安定的確保及び資質の向上を図るためには、給与水準の向上を含めた処遇改善が確実かつ継続的に講じられるべきものであると認識されています。(介護雇用管理改善等計画(平成27年厚生労働省告示第267号))

介護職員の賃金については、介護報酬における処遇改善加算の数次に渡る改訂により、改善が図られてきたところです。

さらに、令和元年10月から、リーダー級の介護職員について他産業と遜色のない賃金水準の実現やその他の介護職員、他職種の処遇改善を図るため、現行の処遇改善加算に加えて「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、実施されています。

今年度は、施設・事業所における処遇改善加算の取得を促進するため、「介護職員処遇改善加算等取得促進事業」として社会保険労務士による相談、派遣を実施しているところです。

府においては、この処遇改善加算の効果検証及びその結果を踏まえた制度改善に継続的に努めるよう、国に対して要望しているところです。

(回答部局課名)

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて

② 地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう、市町村に十分な支援を行うこと。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等市町村の取り組みを支援・促進させること。

(回答)

地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメント事業や権利擁護事業が効果的に実施できるよう、大阪府では、市町村職員だけでなく、地域包括支援センター職員も対象に自立支援・重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントの推進や虐待対応力向上のための研修などを実施することにより市町村を支援しております。

また、地域包括支援センターでは、総合相談業務として、本人・家族等からの相談内容に応じ情報提供や、継続的・専門的な個別支援を実施しており、介護離職を防ぐためにも、課題を抱える家族介護者が地域包括支援センターの総合相談につながるよう、広報の展開や、コミュニティソーシャルワーカー、民生委員・児童委員をはじめとした地域の多様な主体と連携体制の構築について働きかけてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 高齢介護室 介護支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

①待機児童の早期解消に向けて

市町村と連携して、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

(回答)

保育所等の利用調整にあたっては、保護者の意向や状況を市町村において把握しているところです。

保育の提供体制については、実施主体である市町村が地域の実情や人口推計に基づき「市町村子ども子育て支援事業計画」に則り、整えるものです。

府としては、待機児童の解消に向けて、保育所等整備交付金、安心こども基金などを活用した保育所の整備等に取り組む市町村の支援に努めるとともに、市町村を通じ、認可申請があれば速やかにその内容を審査し、認可手続きを進めているところです。

また、待機児童の解消に向けて、府内市町村の参画を得て設置した待機児童対策協議会において、市町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なもの又は専門性が高いものについて協議を進めています。

(回答部局課名)

福祉部 子ども室 子育て支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、市町村との連携により、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。

(回答)

大阪府や各市町村においては、子どもの保育環境や職員の働く環境の維持向上等に向け、例年施設への立ち入りによる監査等を実施しており、更には職員への事故防止研修や教育・保育要領に関する研修などを実施することにより、保育の質の向上に取り組んでいるところです。

なお、平成 10 年 2 月に短時間勤務の保育士が導入された際の国通知では、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいこととされていますが、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合には、必要な職員数の一部に短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものであることとされています。

同通知内においては、不安定な雇用形態や低処遇の保育士が生ずることのないよう留意することと明記され、短時間勤務の保育士を導入する保育所にあっても導入しない保育所と同様の保育単価とする取扱いが示されています。

また、保育士や幼稚園教諭の確保定着に向けた処遇改善については、平成 27 年度より、国制度における公定価格の処遇改善等加算において、職員の賃金の改善やキャリアパスの構築の取組に応じた人件費（賃金改善要件分）が導入され、賃金改善分として 3%（職員一人あたりの平均勤続年数 11 年以上の時は 4%）が加算され、平成 29 年度には 5%（11 年以上 6%）に、令和元年度には 6%（11 年以上 7%）に改正されたところです。さらに、平成 29 年度より職員の技能・経験の向上に応じた賃金改善（処遇改善等加算Ⅱ）が実施されております。

これらの処遇改善に関する経費については、加算の目的に鑑み、その全額を職員の賃金改善にあてることと定められており、施設の所在する市町村において、毎年施設から提出される実績報告にて確認を行っているところです。

また、放課後児童クラブについては、大阪府においては、必要な知識及び技術の習得並びに課題を共有するための研修などを実施することにより、放課後児童支援員の質の向上に取り組んでいるところです。

さらに、放課後児童支援員確保に向けた処遇改善として、国制度により、新たに職員を配置するための追加費用等を補助する「放課後児童支援員等処遇改善等事業」や、経験年数等に応じた費用を補助する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」が実施されており、実施していない市町村については、活用に向けて理解を促しているところです。

(回答部局課名)

福祉部 子ども室 子育て支援課

教育庁 私学課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、市町村との連携で保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

(回答)

病児保育事業を始めとした地域子ども・子育て支援事業については、毎年基準額の充実等の見直しが行われているところであり、令和2年度においても延長保育事業等において、単価の見直しが行われています。

とりわけ、病児保育事業にあたっては、制度面におきまして、ハード面では平成28年度に施設整備補助が制度化され、ソフト面では同じく平成28年に病児対応型・病後児対応型の職員配置基準が緩和され、平成30年度からは安定した運営を行うため、利用児童数の変動による影響を抑えた補助制度への改正がされたところです。

また、地域子ども・子育て支援事業については、保育の実施主体である市町村によりニーズ調査を行い、それぞれの実情に応じて策定する子ども・子育て支援計画に基づいて実施しており、府としては、子ども・子育て支援交付金や施設型給付における加算を通じ、これら市町村の支援に引き続き取り組んでまいります。

(回答部局課名)

福祉部 子ども室 子育て支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、市町村や事業者、保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

(回答)

平成 28 年度創設された企業主導型保育事業の助成を受ける施設については、児童福祉法に基づく認可外保育施設に該当し、児童福祉法第 59 条により都道府県知事等の施設への報告徴収及び立入調査の権限が規定され、府や市町村では、これに基づき指導監督を行っているところです。

また、企業主導型保育事業の助成を受けた施設等に関する指導・監査については、本事業の実施主体である公益財団法人児童育成協会において実施することとなります。

平成 30 年 5 月に国から通知が発出され、企業主導型保育施設の開設の考える企業等に対して、あらかじめ施設を設置しようとする場所の属する地方公共団体に相談しておく必要がある事項が具体的に明示されたところです。

このことにより、申請前に地方自治体が関与できる仕組みが構築されたところです。

なお、児童育成協会とは、普段から立入調査の日程を情報交換するなど、各企業主導型保育施設に対して連携して対応をしているため、新たな課題等が発生した場合は、連携して対応ができると考えております。

府においては、企業主導型保育施設を対象とした研修を年 4 回開催するなど保育の質確保に取り組んでいます。

また、企業主導型保育施設の一覧を作成し市町村に配付するなど、市町村と連携を図りながら企業主導型保育施設の地域枠を活用するための取組みを進めています。

(回答部局課名)

福祉部 子ども室 子育て支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

⑤子どもの貧困対策について

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を全福祉事務所設置自治体で実施するよう働きかけること。また、NPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

(回答)

- 生活困窮者自立支援制度の「子どもの学習・生活支援事業」は、生活困窮者世帯の子どもの「学習支援」及び保護者も含めた「生活習慣・育成環境の改善」、「教育及び就労（進路選択等）に関する支援」等が位置付けられています。
- 大阪府においては、設置する福祉事務所管轄9町村で、「子どもの学習・生活支援事業」を実施しています。また、府内各自治体への広域支援として、市町村担当課長連絡会議等を通じて、「子どもの学習・生活支援事業」の趣旨及び目的等について周知・啓発し、事業を実施していない自治体には事業の実施を促すとともに、既に事業を実施している自治体に対しても、その内容をより充実させるよう呼び掛けています。今後とも引き続き、「子どもの学習・生活支援事業」の充実と府内自治体への広域支援を積極的に取り組んでまいります。

(参考) 令和2年度は府内35福祉事務所設置自治体の内29自治体が実施。

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

⑤子どもの貧困対策について

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を全福祉事務所設置自治体で実施するよう働きかけること。また、NPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

(回答)

子ども食堂への支援については、新子育て支援交付金において、子ども食堂への補助金の交付等により居場所づくりに取り組む市町村を支援しています。

また、子どもの貧困対策を社会全体で進めるため平成 30 年に創設した子ども輝く未来基金を活用し、子ども食堂等における学習教材等の購入や、スポーツ・文化行事など体験活動への参加にかかる支援を行っています。

引き続き、交付金や基金を活用し、子ども食堂の取組を支援してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 子ども室 子育て支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子どもと保護者への切れ目のない支援を行うための市町村単位での子育て世代包括支援センターの設置を働きかけるとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

(回答)

大阪府の子ども家庭センターにおける児童虐待相談の対応件数は、平成 25 年度 6,509 件から、令和元年度 15,753 件と約 2.4 倍に増加している状況です。

児童虐待は、子どもの心身の発達に深刻な影響を与え、時には生命の危機に発展する重大な人権侵害であるとの認識のもと、大阪府では、ひとりでも多くの府民の方に、「児童虐待防止」について関心を持っていただくとともに、「虐待かも」と思った際に通告いただけるよう、毎年、児童虐待防止推進月間である 11 月を中心に「児童虐待防止・オレンジリボンキャンペーン」を実施しています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、例年実施しているガンバ大阪の試合会場や J R 大阪駅構内等での啓発活動を中止しましたが、新たに公民連携により、万博記念公園での児童虐待防止の願いを込めた花火の打ち上げや、オレンジリボン啓発ステッカーをダイドードリンコ株式会社の自動販売機へ貼り付けていただいたほか、ガンバ大阪監督よりメッセージ動画をいただきホームページに掲載するなどの取組みを行いました。

また、「大阪児童虐待防止推進会議」で採択した重大な児童虐待「ゼロ」宣言を活用した啓発活動や、オール大阪での取組として、府内全首長が児童虐待防止のシンボルカラーであるオレンジ色のジャンパーを着用し、児童虐待防止を訴える啓発活動などを実施しました。

今後とも、児童虐待の未然防止や早期発見につながるよう、より効果的な啓発活動に取り組んでまいります。

加えて、要保護児童対策地域協議会が中核となって、市町村、子ども家庭センター、学校、保育所等の関係機関が連携を密にし、支援の必要な子ども等の家庭状況を定期的に把握するとともに、虐待の恐れがあれば早期に発見する体制を強化しています。

学校の再開に伴い、日常的に子どもを見守る機会は確保されましたが、引き続き、地域のネットワークを最大限活用することにより、児童虐待の未然防止や早期発見に取り組むとともに、必要な支援を行ってまいります。

(回答部局課名)

福祉部 子ども室 家庭支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子どもと保護者への切れ目のない支援を行うための市町村単位での子育て世代包括支援センターの設置を働きかけるとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

(回答) ※下線部について回答

大阪府においては、平成27年度より、先進的取組事例の紹介及び市町村間の情報交換を目的とした「妊娠・出産包括支援推進連絡会」を開催する等、「妊娠・出産包括支援推進事業」を実施し、府内市町村での子育て世代包括支援センターの設置促進の取り組みを進め、令和3年1月現在、府内全市町村の子育て世代包括支援センターの設置が完了しております。

また、相談員の専門性を高める研修として、保健師、助産師等を対象に「母子保健コーディネーター育成研修」を実施しており、今後とも市町村の体制づくりを支援していきます。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。